

広島県告示第千二百三十三号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十八条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの暫定係留区域に指定し、令和五年十一月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和五年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 栗原川地区（河川重複区域）

（一）区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び水際線で結んだ線により囲まれた

区域

（二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市西御所町の国土地理院四等三角点「西御所」（北緯三四度二四分〇五秒九七九八、東経一三三度一分一六秒一八四九、標高三・〇四メートル）

基点一 基準点から三〇七度五四分五二秒の方向五九・三七メートルの点

基点二 基点一から一七二度四一分四三秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二六一度五七分五三秒の方向三〇・〇〇メートルの点

2 大田川地区（河川重複区域）

（一）区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線、基点三から基点四を水際線で結んだ線、基点四から基点五を結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

（二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市東尾道の国土地理院四等三角点「東尾道」（北緯三四度二四分五八秒九二四三、東経一三三度一分四分〇八秒九六七一、標高三・四九メートル）

基点一 基準点から二六八度五七分二一秒の方向一八八・〇七メートルの点

基点二 基点一から二六七度一分三三秒の方向三三・〇〇メートルの点

基点三 基点二から三二五度四五分五二秒の方向一七・〇九メートルの点

基点四 基準点から三〇三度二六分三六秒の方向五〇・五七メートルの点

基点五 基点四から一六度〇三分〇五秒の方向三六・九四メートルの点

二 指定年月日

令和五年十一月二日